平成２２年（フ）第５６５号
大阪市生野区生野西３丁目12番４号
破産者　今田製版印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７号
大阪市中央区瓦屋町２―16―２　ポムドパン長尾ビル、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区谷町５丁目３番８号
破産者　株式会社創友
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１２９号
大阪府寝屋川市仁和寺本町２丁目18番１号
破産者　株式会社信幸機設
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２５４号
京都市伏見区石田森東町27番地４
破産者　株式会社ハウスプラザ京都
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３９号
大阪府東大阪市楠根１丁目７番３号
破産者　有限会社杉原鉄工
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７２２号
大阪市東淀川区豊新５丁目14番17号
破産者　有限会社ヤマゲン
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３０号
大阪府豊中市曽根東町１丁目10番24号
破産者　株式会社さくら保育園
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８６号
大阪府吹田市江坂町２丁目６番10号
破産者　株式会社ゆうび建築工房
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９２５号
大阪府枚方市大垣内町２丁目８―22　シンエービル301、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市岡山手町２番18号
破産者　株式会社画栄
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６１号
大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目４番16号
破産者　株式会社豊嶋製本所
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２９８号
大阪市西成区北開１丁目３番25号
破産者　有限会社えふ・けい
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０９号
大阪市中央区北浜１丁目１番10号
破産者　株式会社プライズ
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７９６号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号
破産者　有限会社水嶋産業
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２号
大阪市浪速区日本橋東３丁目11番９号
破産者　株式会社ティーシーシー
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４号
奈良県北葛城郡河合町中山台１丁目７―７、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市清水町３番26号
破産者　有限会社オリエント商会
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６号
大阪府四條畷市二丁通町５番33号
破産者　株式会社梶原組
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５１８号
堺市美原区平尾2128―２
破産者　西友工業株式会社
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
堺市西区菱木１丁2574番地の１
破産者　有限会社マルコ
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県宍粟市波賀町上野195番地
破産者　株式会社神路工務店
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１０号
北九州市門司区大里本町２丁目５番７号
破産者　有限会社港鉄工所
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第８０号
大分県杵築市大字日野字新宮2389番地
破産者　小形運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第３１４７号
札幌市中央区北７条西22丁目３番10号
破産者　株式会社カワシマ
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部